

# 山梨県公報

第四百九号

令和五年

九月七日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の解除の予定……………五七七  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………五七七

### 公告

○砂利採取業務主任者試験の実施……………五八〇  
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五八一  
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………五八一  
○落札者の決定について(四件)……………五八二  
○清算人の退任……………五八三  
○公共測量の実施……………五八三  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五八四  
○開発行為に関する工事の完了について……………五八四  
正誤……………五八四  
○令和五年六月二十六日付第三百八十九号中……………五八四

## 告示

### 山梨県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 都留市大野字松猪沢山三五一六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供

する。)

### 山梨県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
甲府市	寒沢川の2	土石流	次の図のとおり(図面省略)	新規	
同	寒沢川の3	同	同	同	
同	妙がの窪沢の2	同	同	同	
同	黒平の2	急傾斜地の崩壊	同	同	
同	黒平の3	同	同	同	
同	黒平の4	同	同	同	
同	黒平の5	同	同	同	
同	黒平の6	同	同	同	
同	黒平の7	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上帯那	高成の12	高成の11	高成の10	高成の9	高成の8	高成の7	高成の6	高成の5	高成の4	高成の3	高成の2	高の3	高の2	草鹿沢	黒平の9	黒平の8
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平瀬の13	平瀬の12	平瀬の11	平瀬の10	平瀬の9	平瀬の8	平瀬の7	平瀬の6	平瀬の5	平瀬の4	平瀬の3	平瀬の2	下帯那の2	下帯那	上帯那の4	上帯那の3	上帯那の2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	甲府市	市町村名	同
黒平の9	黒平の8	黒平の7	黒平の6	黒平の5	黒平の4	黒平の3	黒平の2	妙がの窪沢の2	寒沢川の3	寒沢川の2	土砂災害特別警戒区域の名称	平瀬の14
同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	同	同	土石流	自然現象の種類	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項	同
											指定告示	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上帯那の3	上帯那の2	上帯那	高成の12	高成の11	高成の10	高成の9	高成の8	高成の7	高成の6	高成の5	高成の4	高成の3	高成の2	高の3	高の2	草鹿沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

公 告

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平瀬の14	平瀬の13	平瀬の12	平瀬の11	平瀬の10	平瀬の9	平瀬の8	平瀬の7	平瀬の6	平瀬の5	平瀬の4	平瀬の3	平瀬の2	下帯那の2	下帯那	上帯那の4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 砂利採取業務主任者試験の実施  
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。  
 令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和五年十一月十日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 砂利の採取に関する法令
  - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
    - (二) 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票（控）（砂利採取業務主任者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦六センチメートルかつ横四センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）
  - 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
- 六 受験願書受付期間 令和五年十月十六日（月）から同月三十日（月）までの山梨県の休日を含める（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課
- 八 合格者の発表 令和五年十一月三十日（木）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他
  - 1 試験当日持参する物
    - (一) 砂利採取業務主任者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四  
五）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり  
公告し、及び縦覧に供する。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会  
社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地  
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウォーク甲斐双葉店（本体棟） 山梨県  
甲斐市志田字柿木六百四十五―一番地の一部外  
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代  
表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 愛知県稲沢市天池五反田町一番地	ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 六十四者	ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 五十七者

3 変更の年月日 平成二十七年五月十七日

三 届出年月日 令和五年八月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報  
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年一月八日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が  
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり  
公告し、及び縦覧に供する。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会  
社 代表取締役 関口憲司 愛知県稲沢市天池五反田町一番地  
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテUNY石和店 山梨  
県笛吹市石和町窪中島字新開町百五十四番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成 神奈川県横浜市入江二丁目十八番地 外八者	UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成 東京都目黒区青葉台二丁目十番十九号 外七者

3 変更の年月日 令和四年六月十二日

三 届出年月日 令和五年八月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報  
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年一月八日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月七日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 高精度電子プローブマイクロアナライザ (E P M A)

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業労働部産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年八月二十二日

四 落札者

(一) 名称 明伸工機株式会社

(二) 住所 東京都豊島区東池袋三丁目十二番二号 O N E S T池袋イーストビル四階

五 落札金額 一億七千六百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月十三日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月七日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 大型高精度三次元座標測定機

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業労働部産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年八月二十二日

四 落札者

(一) 名称 明伸工機株式会社

(二) 住所 東京都豊島区東池袋三丁目十二番二号 O N E S T池袋イーストビル四階

五 落札金額 九千四百六十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月十三日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月七日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 白色干渉方式表面形状測定機

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業労働部産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年八月二十二日

四 落札者

(一) 名称 明伸工機株式会社

(二) 住所 東京都豊島区東池袋三丁目十二番二号 O N E S T池袋イーストビル四階

五 落札金額 七千五百七十九万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月十三日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月七日

山梨県産業技術センター  
所 長 丹 沢 竜

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
  - (一) 名称 X線光電子分光分析装置
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
  - (一) 名称 山梨県産業労働部産業技術センター
  - (二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月二十二日
- 四 落札者
  - (一) 名称 明伸工機株式会社
  - (二) 住所 東京都豊島区東池袋三丁目十二番二号 ONEST池袋イーストビル四階
- 五 落札金額 八千九百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月十三日

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した塩川土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
藤森 儀文	韮崎市穴山町千七百三番地	令和五年六月二十八日
尾林 久常	韮崎市穴山町十二番地一	同
嶋津 榮男	韮崎市穴山町五千八十番地	同
伊藤 文義	韮崎市穴山町三千三百八十七番地一	同
保阪 正昭	韮崎市中田町中条四千三百二十三番地	同
小川 龍馬	韮崎市中田町中条千三百四十二番地一	同
古屋 一光	韮崎市中田町小田川二番地	同
上野 公	韮崎市藤井町駒井千百三十七番地一	同
藤原 章雄	韮崎市藤井町駒井二千八百六十二番地二	同
小泉 泰夫	韮崎市藤井町駒井二千六百七十一番地	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月七日

- 一 測量の種類 公共測量（MMSによるデータ計測）
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和五年八月四日から令和六年一月三十一日まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 斐崎市龍岡町若尾新田字道白鳥七百三十四番一、七百三十四番三及び七百三十四番四  
公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 斐崎市本町三丁目八番四〇

有限会社 内藤盛一商店 代表取締役 内藤 克哉

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字生木塚三千八百五番三、三千八百六番一、三千八百七番四、三千八百三十番、三千八百三十一番一、三千八百三十二番一、三千八百三十三番三、三千八百三十八番一、三千八百三十九番二及び三千八百四十三番三の区域  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市中曾根四丁目十番二十六号  
富士五湖エンジニアリング株式会社 代表取締役 渡邊 福一郎

# 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和五年六月二十六日（第三百八十九号）山梨県公安委員会規則第八号（自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則）

四二五	上	十一	〔 <input type="checkbox"/> 棄損〕	〔 <input type="checkbox"/> 棄損〕
			〔 <input type="checkbox"/> 毀損〕	〔 <input type="checkbox"/> 毀損〕